

第 3 号（平成 2 7 年 3 月 3 0 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成27年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

平成27年3月30日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年3月30日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成27年3月30日午前10時57分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中坊	玲子	議会書記	森田	肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企画財政課長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高齢福祉課長	寺井 佳孝	保健医療課長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建設課参事	畑中 智博
産業環境課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 7 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 3 号〕

平成 2 7 年 3 月 3 0 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件
- 第 3 議案第 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 4 議案第 3 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件
- 第 5 議案第 10 号 井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 24 号 平成 2 7 年度井手町一般会計予算
- 第 7 議案第 25 号 平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 8 議案第 26 号 平成 2 7 年度井手町水道事業会計予算
- 第 9 議案第 27 号 平成 2 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 10 議案第 28 号 平成 2 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第 29 号 平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 12 議案第 30 号 平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第 31 号 平成 2 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 32 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 発議第 1 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 16 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

町長より、議案第32号として、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件が追加提案として提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成27年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、古川昭義議員、9番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件、日程第3、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の2件を一括議題とします。

本2件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道総務文教常任委員会委員長。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件及び議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告します。

本委員会は3月17日に招集いたしまして、4名の委員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

最初に、議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件について審査をいたしました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、新しい条例を制定して教育長の身分はどのように変えようとしてい

るのかとの質疑に対して、教育委員として特別職の身分と教育長としての一般職としての身分、二つをあわせ持つような形でございましたが、今回の法改正に伴いまして、教育長については常勤の特別職という身分になりますとの答弁がありました。

次に、変更に伴って、第2条と第3条のところこれまでとどういふ点が異なるのかとの質疑に対して、第2条、第3条については一般職と同様の規定でございまして、改正後も従前と変わりございませんとの答弁がありました。

次に、討論では、反対討論が1件ありました。

次に、採決を行いました結果、議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について審査をいたしました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、現行の教育委員会がどのような仕組みになっているのかとの質疑に対して、委員の人数に関しましては5名でございまして、選任につきましては議会同意を経て選任いたします、会議の開催につきましては、原則、月1回定例会議を設けておりまして、必要に応じて臨時会議を開催しております、会議の記録につきましては会議録を作成しております、公開につきましては、会議につきましては原則傍聴は可能になっております、委員の任期につきましては4年となっております、会議の主権は委員長ということになりますとの答弁がありました。

次に、会議の持ち方等、どのように変わるのかとの質疑に対して、会議は新たな教育長が招集することになります、会議の開催については従来どおりと考えておりますとの答弁がありました。

次に、今後、教育長はどのように任命、罷免をされるのかとの質疑に対して、新たな教育長につきましては、議会同意を経て町長が任命することになります、罷免につきましても、町長が罷免することになりますとの答弁がありました。

次に、任期については、教育長や教育委員は変わるのかとの質疑に対して、任期につきましては、教育委員は従来どおり4年、新たな教育長は3年に変

更になりますとの答弁がありました。

次に、総合教育会議について、国からどのようにやりなさいというような細かい内容については来ているのですかとこの質疑に対して、基本的にどういったことを議論するかは文部科学省から通知が届いておりますとの答弁がありました。

次に、今後のスケジュールはこの質疑に対して、法が施行され、条例が改正されてから検討されることになると思いますとの答弁がありました。

その他といたしまして、新教育委員会制度の考え方、手当の取り扱いなど、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論では、反対討論が1件ありました。

次に、採決を行いました結果、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　ただいま議題に報告がありました議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件と議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件2件に、反対の立場で討論を行います。

昨年、地方教育行政法が改定をされまして、その中で、教育委員会を代表していた教育委員長のポストを廃止し、町長直属の特別職としての教育長にこれまでの教育委員長の役割を担わせ、教育委員会のトップに据えるという

制度の改悪による条例であります。これまで教育長は住民の代表である教育委員の中から教育委員会が任命をし、罷免もするというようになっていましたが、これからは首長が議会の同意を経て直接任命するようによえられます。これらは、教育委員会と教育長のこれまでの関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下に置くものとなります。

今後、町長が主宰する総合教育会議が設置をされますと、教育振興に関する大綱を策定するということとなりますが、選挙によって選ばれる政治家である町長の政治的信条をその大綱の中に盛り込み、例えば全国学力テストの学校別結果公表の推進であるとか学校統廃合の推進であるとか、教科書の選定について過度に愛国心を強く盛り込んだものを採択すべきなどということをお仮に盛り込むとすれば、その意向に沿った教育行政が行われるという教育への政治介入に道を開くものとなります。

これまでの教育委員会が、教育行政の意思決定を行う住民代表の合議体としての役割を十分發揮できず形骸化しているという批判があるのであれば、本来のこの機能と役割を強める方向でこそ改革すべきという立場から、この2議案に反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件、日程第5、議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2件を一括議題とします。

本2件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄産業厚生常任委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄。

ただいま議題となっております議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件及び議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月17日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

最初に、議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件について審査をいたしました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、このような条例は以前にはなかったのか、これまでとどう変わるのかとの質疑に対して、これまでの保育園に係る運営につきましては、児童福祉法により保育料等の規定を設けておりましたが、平成27年度から新たに始まる子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、教育を希望する方、また保育園を希望する方等の保育料の基準額を定めることとなりますとの答弁がありました。

次に、子供たちの日ごろの保育園におけるプログラムは変化が出てくるのかとの質疑に対して、特定教育に係る部分につきましては、幼稚園、教育を希望する子供が行く施設であり、また、保育施設は、現在、井手町にあります保育施設を指しております、保育運営については従来どおりの方法で行いますが、保育時間の配分が変わりますとの答弁がありました。

次に、以前より延長保育時間がふえるということですが、何人ぐらい

希望されるのか、予定されているのかとの質疑に対して、約11名程度が今回の認定申請の審査の中で利用が出てくる状況になっておりますとの答弁がありました。

次に、そのときの職員体制はどのようにされるのかとの質疑に対して、現在まで保育園運営の職員体制につきましては3交代により行ってきましたが、今回の保育時間の改正に伴い、4交代により実施してまいりますとの答弁がありました。

次に、現状の入所されている方についても改めて審査されるのかとの質疑に対して、今回の支給認定を受けたゼロ歳から3歳までの子は、3歳までは認定をする必要はありませんが、もし変更等があった場合については変更申請をしていただきます。また、3歳以上につきましても、5歳までは認定する必要はありませんが、変更等があれば変更申請をしていただくこととなります。なお、新たに入所される方につきましても必ず認定申請を行っていただくこととなりますとの答弁がありました。

そのほかとしまして、幼稚園の利用料など、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について審査をいたしました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、今回の条例はこれまでの児童福祉法からどのように改正されたのかとの質疑に対して、現行の児童福祉法において、児童福祉施設の保育所の定義としまして、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」として規定されておりましたが、今回の子ども・子育て新制度に伴う児童福祉法の一部改正では、「保育を必要とする乳児、幼児を日日保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設」と改めたことから、本町においても児童福祉施設の保育所の定義を改めてきたものでございますとの答弁がありました。

次に、保育料の徴収方法はとの質疑に対して、口座振替と納付書による徴収を行っているところでありますとの答弁がありました。

次に、徴収率はどのような状況なのかとの質疑に対して、平成25年度の現年分につきましては100%の徴収率となっており、平成26年度の2月末現在では99.56%の徴収率となっておりますとの答弁がありました。

次に、井手町の子育て支援策の一つとして、3人目以降、保育料は無料になりましたが、実際にそういった例は何件くらいあるのかとの質疑に対して、平成26年度の現在3人目無料化の対象となっている件数は31件で、金額にして570万5,000円程度でありますとの答弁がありました。

そのほかとしまして、納付方法別の割合など、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　ただいま議題になっています議案第3号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件と議案第10号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件2件に、反対の立場で討論を行います。

この2件とも子ども・子育て新システムの施行に伴う条例の制定と改正ということではありますが、国の子育て3法というのは、国の保育の市場化や子ども園化を中心としたものであります。新制度によって子供の保育の必要性の有無、必要量、必要な時間ということですが、これを市町村が認定することになります。障害や発達の弱さを持つ子供も含め、全ての子供に保護者

の勤務実態や保育要求に対応した認定となるのか、基準は不透明なままであります。

1 1 時間保育を標準とし、短時間も選択できる、1 2 時間の延長保育も実施するという保育時間の拡大や、京都府が新たに所得制限を伴う第 3 子の保育料無料化を実施するというもとでも、本町でのこれまでの所得制限なし、第 1 子が 2 0 歳に達するまでの第 3 子無料の継続など、評価できる点もありますが、延長保育料を徴収することになるのは新たな保護者負担となります。現状では、子供や保護者の実態や要求に合った認定が行われるのか明確な保証がなく、新たな保護者負担も導入されるため、反対です。

また、子ども・子育て新システムで子育て応援を強めると言いながらも、井手町では相変わらず施設設備や保育士の配置等を理由に、ゼロ歳児保育の定員が年度途中で昨年度拡大した定員をさらに超えるようなことになった場合、その希望に応えられるのか、また、病児や病後児の保育希望にも応えていけるのかという点についてもまだまだ不十分であると考えますので、反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 1 0 号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 24 号、平成 27 年度井手町一般会計予算から日程第 13、議案第 31 号、平成 27 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 丸山久志予算特別委員会委員長。

7 番(丸山久志) 7 番、丸山久志。

ただいま議題となっております議案第 24 号、平成 27 年度井手町一般会計予算から議案第 31 号、平成 27 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 11 日の 3 月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、平成 27 年度の 8 件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3 月 23 日、24 日の 2 日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第 24 号、平成 27 年度井手町一般会計予算、議案第 25 号、平成 27 年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第 28 号、平成 27 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 29 号、平成 27 年度井手町介護保険特別会計予算の 4 議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 26 号、平成 27 年度井手町水道事業会計予算、議案第 27 号、平成 27 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第 30 号、平成 27 年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第 31 号、平成 27 年度井手町多賀財産区特別会計予算の 4 議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに

報告申し上げます。

以上です。

議長（木村武壽） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題になっています議案第24号から第31号の8議案のうち、議案第24号、井手町一般会計予算、第25号、井手町国民健康保険特別会計予算、第28号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第29号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第26号、井手町水道事業会計予算、第27号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第30号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第31号、多賀財産区特別会計予算の4議案には賛成の立場で討論をいたします。

安倍政権の経済政策によって、大企業や一部の富裕層が膨大な利益を上げている一方、中小企業は消費税の8%への増税や円安による原材料高を価格に転嫁できずに、経営難に陥っています。また、労働者の実質賃金は19カ月連続で下がり続け、年金も引き下げられるもとで、消費税増税と物価高、その上、社会保障の切り下げで、住民生活はますます苦しくなっています。安倍政権は、社会保障のためといって消費税を増税しながら、社会保障費の自然増削減、制度の改定で介護、年金、医療、生活保護などの切り捨てをしています。消費税10%への再増税はきっぱりと中止すべきです。

今、地方創生が声高に叫ばれていますが、地方を疲弊させてきたのはまさしくこれまでの歴代政権の失政ではないでしょうか。非正規雇用を拡大させ、結婚しない人、したくてもできない人がふえ、結婚してもゆとりのある生活ができないなど、人口が減り続ける原因ともなっています。そんな中で、本町の国保税、介護保険料は、住民の負担能力を大きく超え、最低限の生活費に食い込むものとなっています。福祉の向上を目指す社会保障でなければな

らないにもかかわらず、逆に社会保障費の負担が住民生活を脅かすものとなっていることは重大です。

国・自治体の公的責任を後退させる子ども・子育て支援新制度が新年度から実施されます。公的保育制度を崩し、基準がさまざまな保育サービスの導入、営利企業参入の拡大などで、保護者の願いに逆行しています。保育時間の延長や第3子の保育料無料化など、保護者のニーズに応えるものもある一方、延長保育料の導入には反対です。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府は行政手続が便利になるなどと言いますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報をも国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進するもので、反対です。

また、昨年、教育委員会制度を見直し、首長の権限を強化する改正地方教育行政法が成立し、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を置くほか、教育方針を町長、教育長、教育委員で話し合う総合教育会議を設置し、町長が招集することとなりました。誰が町長となっても、教育の政治的中立を厳格に守っていかなければならないことを指摘しておきたいと思います。

このように暮らしが大変になっているときだからこそ、町が、増税も負担増も制度改悪も「国が決めたことだ」、「町は執行するだけだ」という、そういう姿勢で暮らし圧迫の政治をそのまま持ち込むのではなく、住民生活を守り向上させていく立場に立っていかなければなりません。その観点から見て、2015年度各予算は、山城多賀駅へのエレベーターの設置や玉水駅の周辺整備など、評価できる点もあるものの、まことに不十分と言わざるを得ません。

個別の施策でいえば、給食援助費が例年通り320万円計上されています。これを児童生徒520人、190回の給食に援助すれば、約延べ10万食の給食費援助に充てれば、現在の1食17円ではなく、30円以上の援助は可能ではないでしょうか。給食費無償、義務教育の無償化へ前進させるべきです。

学童保育は、保育所に準じてさらに保育時間の延長と3人目無償化を実施するべきです。

防災マップが作成されますが、避難経路を明確にすることは大変重要です。しかし、いつ避難するか判断は住民には非常に難しく、一戸一戸に防災無線の戸別受信機を備えて明確な避難指示を出せるようにすることが必要です。

福祉タクシーチケットの交付が行われますが、高齢者全般への外出支援として拡充することを求めます。あわせて、住民の買い物、通院、生活支援として、バスなどの移動手段を確保することは欠かせないことも指摘したいと思います。

国民健康保険特別会計に関しては、国保の運営主体を市町村から都道府県に移行させる法案が国会で審議をされておりますが、その狙いは、市町村が行っている国保への公費支援をやめさせようというもので、国保税のさらなる引き上げにつながっていく危険があります。抜本的に国庫負担を増やさない限り、広域化だけ推進しても未来はありません。

後期高齢者医療特別会計では、この制度のままでは、高齢化の進展で際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっています。一刻も早くもとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対です。

介護保険特別会計では、低所得層で一定の引き下げと多段階化などの配慮があるものの、ほとんどの保険料区分で7.2%から20.6%もの値上げになります。利用料は保険料とは違い低所得でも1割負担で、「必要とするサービス」ではなく「払えるサービス」を選択せざるを得ない状況です。利用料の助成で、少しでも利用しやすい介護保険へ改善すべきではないでしょうか。介護報酬も過去最大規模で削減されようとしています。介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、赤字経営になっている老人施設の閉鎖や新增設の中止など、介護難民を増加させるものとなります。2年先送りされたものの、要支援1・2への介護給付の制限、特養ホーム入所の要介護3以上への限定などもあり、「保険あって介護なし」、「安上がりの介護押しつけ」という改悪は許せないという立場から反対です。

以上のような理由で、議案第24号から第31号の8議案のうち、議案第24号、第25号、第28号、第29号の4議案に反対、第26号、第27号、第30号、第31号の4議案に賛成をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛です。

ただいま議題となっております平成27年度一般会計予算、特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

昨年末の第三次安倍内閣の発足以降も日経平均株価は上昇を続け、15年ぶりという水準まで回復してきております。しかしながら、輸出産業中心の業績の回復は地方への波及が実感できず、逆に、内需産業においては円安や原材料費の高騰などの影響で厳しい経営状況が続いていることから、地方においては、少子高齢化などによる将来の不安と相まって、閉塞感が生まれてきております。

対策として、政府は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として3兆5,000億円余りの平成26年度補正予算を2月3日に成立させました。また、まち・ひと・しごと創生法などが昨年11月28日に成立し、地方創生の名のもとに各種施策を実施していくとされております。

今月の月例経済報告では、景気は、企業部門に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いているとされていますが、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があると報告されています。

このような我が国の経済状況のもと、本町の平成27年度の当初予算総額66億4,323万円は、依然として厳しい財政環境が続く中ではありますが、早くから取り組まれてきた行政改革等が功を奏するとともに、地方交付税は前年度同額の15億3,000万円、また、これまで積み立ててきた基金を有効に活用して、住民参画のもと自立した透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっています。

平成27年度一般会計予算では38億8,000万円となっており、従来からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組まれています。

新年度予算案の主な事業は、総務費では、国際化に対応した職員育成のための自治体国際化協会派遣費用、庁舎等整備基金、LED照明整備、毎年計画的に設置されているAEDの購入や個人番号カード交付事業などが予算計上されています。

民生費では、玉泉苑のバリアフリー整備、外出困難な障害者への福祉タクシー事業、保育時間の見直しに伴う保育園運営事業、6歳未満の子供を対象

としたチャイルドシート等の購入費補助や一時預かり事業など、子育て支援にも配慮した予算計上がなされています。

衛生費では、妊婦健康診査や乳幼児健診、各種の予防接種事業や検診事業、ごみの減量化や再生資源集団回収事業補助、生ごみ自家処理容器等購入費補助が予算計上されています。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上対策事業、豊かな緑と清流を守る森林整備事業や有害鳥獣駆除などに、商工費では、町のにぎわいを創出する桜まつりに対する補助金、町の活性化のための井手町百縁商店街事業に補助金を、土木費では、平成32年度開校が予定されている京都府立特別支援学校への登校路線となる仮称町道大塚線道路改良、交通円滑化、安全対策として町道1号線や町道5号線などの道路改良、歴史遺産を観光振興に生かすための歴史と自然が薫る道づくり事業、下排水路改修、橋梁や町営住宅の長寿命化対策、J R 玉水駅周辺整備、J R 山城多賀駅エレベーター整備などが予算計上されています。

消防費では、防災訓練や防災広報車の買い換え、防災マップの作成や緊急時のための備蓄物資購入など、教育費では、平成25年度から行っている泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、ICT機器を活用した教育情報化の推進、対象を6年生まで拡大した放課後児童クラブ、図書館システム機器の更新、給食センター施設整備などにそれぞれ予算計上されています。

今回の予算案を見るに当たり、第4次井手町総合計画に掲げている三つの基本理念のもと、安心・安全なまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

特別会計におきましては27億6,323万円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民の皆様が安心して生活を送ることのできるように図られており、また、上下水道の整備・充実においても快適な生活環境を維持するための予算となっております。

以上、現在の財政状況下にあっては最善を尽くし、かつ住民の皆様の要望にも十分に応えた予算編成であると確信いたします。

なお、国民健康保険特別会計であります。医療費が年々増加し、赤字決算が続いている状況から、今日まで一般会計からの繰り入れや翌年度の財源を充当する繰上充用及び府からの基金借り入れにより財源不足を補ってきました。今後、国保会計は構造的な課題も多いことから、広域化の流れの中で

はありますが、国保事業の安定的な運営のため、継続して国や府に対し財源確保のための要望をされるとともに、税の公平な負担の観点から、京都地方税機構と連携し国保税の徴収努力をされることをお願いし、本予算に賛成するものであります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成27年度井手町一般会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成27年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成27年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成27年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成27年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号、平成27年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号、平成27年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第32号、職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第32号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第32号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、発議第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島寛道議員。

2番(西島寛道) 2番、西島寛道。

ただいま議題となっております発議第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正され

たことから、井手町議会委員会条例第18条を改正するものであります。

2ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

例規ページ数107、第18条、出席説明の要求におきまして、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

1ページに戻っていただいて、附則として、第1項、施行期日の規定でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。第2項、経過措置の規定でございます。この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の井手町議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の井手町議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

以上であります。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成27年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時57分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操